

特定非営利活動法人 北海道を発信する写真家ネットワーク

会計執行規程

平成27年1月25日 理事会決議
平成27年4月1日 施行

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人北海道を発信する写真家ネットワーク（以下、法人という）の会計について、その予算執行の適正を期し、かつ会計処理の円滑を期するためこれを定める。

(用語)

第2条 この規程における用語は、定款および第3条に定めのあるものを除き次のとおりとする。

(1) 支出行為

法人が金銭を支払い、物品の購入または役務の提供等の便益を受けること、もしくは法人および事務局の運営のために行った行為に対する費用および給与・賞与・手当・委託費類の弁償をすることをいう。

(2) 役員の前親者

役員の前親者、役員の前親等以内の前親および特定非営利活動法施行規則（内閣府令第55号）第16条に定める特殊の前親にあるものをいう。

(3) 理事の前親者

前項「役員」を「理事」に読み替えて適用する。

(4) 特別の前親にある企業等

法人の役員および役員の前親者が議決権の3分の1を越えて保有し、経営する企業および団体をいう。

(支出の種類)

第3条 法人の支出は次に分類する。

(1) 管理費支出

法人および事務局の運営に必要な支出行為

(2) 費用弁償類

管理費支出のうち、法人の運営に伴う交通費・旅費の支給、委託費・給与・賞与の支払の支出

(3) 事業支出

事業の遂行に必要な支出行為

(支出行為の実施者)

第4条 費用弁償類を除く支出行為は理事もしくは事務局および理事が委任した会員が実施する事ができる。

2 支出行為のうち費用弁償類の支払は事務局がおこなう。

(支出行為の実施者が遵守すべき事項)

第5条 支出行為を行う者（第4条に規定する者をいう。以下同じ）は、法人にとってより有利な条件で支出行為を行うよう心がけること。

第6条 支払行為を行う者は、利益相反行為に十分注意の上支払行為を実施すること。

(支払行為ならびに費用弁償類支払の決定および契約先の選定)

第7条 支出行為の実施には、理事会の決定を要する。

2 支出行為の契約先（購入先を含む。以下同じ）の選定権は理事会が有する。理事会は契約先の選定権を支出行為を実施する者に付与することができる。

第8条 30万円を超える支出行為について特別の前親にある企業等と契約（購入を含む。以下同じ）をする場合は、その旨について理事会の承認を得なければならない。

第9条 理事会は、この規程によらない支出行為の実施および不適切と推認される支出を認めるときは、事務局および実施者に対し当該支出行為の実施を中止させ、かつ、当該支出行為についてすでに支払った金銭があるときはこれを返還させることができる。

2 事務局は、この規程によらない支出行為の実施および不適切と推認される支出を認めるときは、速やかに理事会およ

び監事に報告する。

(支払行為実施の決定にかかる理事会の取扱方)

- 第10条 理事会は、支出行為の実施許可を求められたことを知った日から1週間以内にその可否を決裁しなければならない。
- 2 支出行為の実施許可を求められたことを知った日から1週間以内に採決がおこなわれず、かつ不許可とすべき意見がなかった場合は、全会一致で許可したものとみなす。
 - 3 採決には、当該許可を求めた理事、ならびに取引先が特別の関係にある企業等の場合、当該企業等を特別の関係たらしめる役員は採決に参加することは出来ない。

(支払行為実施決定の発議)

- 第11条 理事は、理事会に対し法人の事業遂行に関する支出行為実施の決定を求める発議をすることができる。
- 第12条 事務局は理事会に対し管理費支出の支出行為実施の決定を求める発議をすることができる。

(発議の特例)

- 第13条 発議者(第11条および12条により発議した者をいう。以下同じ)が10万円を超える支出行為実施の決定を求めるときは、発議者において販売者・役務提供者等からその仕様・金額・支払条件を明記した見積書を取得し、見積書を添えて支出行為実施の決定を求めなければならない。ただし、給与・賞与・手当類ならびに委託費のうち人件費に準ずるべき委託費には適用しない。
- 第14条 発議者が30万円を超える支出行為実施の決定を求めるときは、発議者において複数の販売者・役務提供者等にその仕様・金額・支払条件を明記した見積書の提出を求め、その見積書の全てを添えて理事会に支出行為実施の決定および契約締結先を定めるよう求めなければならない。ただし、給与・賞与・手当類ならびに委託費のうち人件費に準ずるべき委託費には適用しない。
- 2 ただし、理事会が特に認める場合は前項規程によらず発議者が企業を指定して支出行為を行うことができる。この場合、第13条の規定を準用し、加えて企業を指定して支出行為を実施したい旨副申する。

(支出行為実施の特例)

- 第15条 理事会が指定する理事もしくは事務局が3万円以下の支出行為をするときは、支出完了後直ちに理事会に報告することを条件に、第5条の支出行為実施の決定を得る前に執行することができる。
- 第16条 理事会は、法人の円滑な運営を図るため、事務局に対し上限とする額を定めて、事務局に関する費用弁償ならびに管理費の支出行為実施の決定を委任することができる。事務局がこの決定によって支出行為を実施した場合、費用弁償並びに管理費を支出し、理事会が指定する時に取りまとめて理事会に報告し、承認を受けなければならない。

(執行状況の管理および助言)

- 第17条 事務局は予算の執行状況について適正に把握し、理事会に予算の執行状況について報告するとともに、適法かつ効率的な予算の執行となるように助言をしなければならない。
- 2 理事会は事務局が前項に基づき発した助言に基づき予算の執行を行わなければならない。

(細則)

- 第18条 法人は、この規程の実施に必要な細則を定めることができる
- 2 細則は事務局において定め、理事会において承認する。

(改正)

- 第19条 この規程の改正は、理事会の決議で改正する。
- 2 改正の原案は事務局が策定する。

(付則)

- 1 この規程は平成27年4月1日より施行する。